

新成人の皆さんへ
20 歳になったら

国 民 年 金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

20 歳以上 60 歳未満の方は国民年金に加入することが義務付けられており、20 歳になると、日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金は老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

ただし、保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。

また、保険料は学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度があります。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

●「学生納付特例制度」

学生の方で所得が一定額以下の場合には、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限 1 年以上である課程）などに在学する方です。

●「納付猶予制度」

学生を除く 50 歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金に加入する方 20 歳以上 60 歳未満の方全員が国民年金（基礎年金）に加入します

加入する方

加入手続

保険料の納付

第 1 号被保険者
学生、農業従事者、自営業、無職の方などで、20 歳以上 60 歳未満の方

市町村の国民年金窓口へ行き、手続を行います。
(20 歳到達時を除く)

自分で納めます。収入が少なく保険料の納付が困難なときは学生…「学生納付特例制度」
50 歳未満…「納付猶予制度」
自営業等…「保険料免除制度」があります。

第 2 号被保険者
厚生年金の加入者（会社員）
共済組合の加入者（公務員）

勤務先が手続を行います。
厚生年金や共済組合に加入すると、同時に国民年金も加入することになります。

厚生年金・共済組合の保険料は給与から天引きされますので、それとは別に国民年金保険料を納める必要はありません。

第 3 号被保険者
厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

第 2 号被保険者（配偶者）の勤務先で手続を行います。

第 2 号被保険者が加入する制度全体で負担するため、国民年金保険料を自分で納める必要はありません。

お問い合わせ 砂川年金事務所国民年金課 電話 0 1 2 5 - 5 2 - 2 1 4 4
役場住民課総合窓口グループ 電話 3 3 - 2 1 1 1（内線 43）



除雪作業中の事故に注意しましょう！

国土交通省では、除雪作業中の事故における要因として最も多い屋根からの転落事故のほか、転倒事故、除雪機による事故、屋根から落雪による事故、水路等への転落事故、発症などの防止のための注意事項を「雪下ろし安全10箇条」として取りまとめています。

雪下ろし安全10箇条

1 安全な装備で行う（最重要！） ・安全な装備は、屋根からの転落などの事故を未然に防ぎます。 ・安全帯は、腰全体を支えるハーネス型や体全体を支えるフルハーネス型を使用。 ・命綱は、ザイルロープなど丈夫なものを屋根の上で止まる長さで正しく結ぶ。 ・命綱の一端は、アンカー（無い場合は雪下ろしをする屋根の反対側の柱や固定物）にしっかり固定する。 ・ヘルメットは、あごひもを締め、長靴は、滑りにくいものを使用し、動きやすい服装で作業する。 ・これらの装備は、ホームセンターや登山キャンプ用品店で購入できます。	2 はしごは固定する ・はしごが転倒することがあるため、必ずしっかり固定する。 ・足元をしっかりと固め、ロープや器具を使用。 ・はしごは、斜めに立てかけず、屋根に対して決められた角度でまっすぐ立てる。 ・はしごの長さは、軒先から少し高くかける。 ・はしごの昇り降りは注意し、はしごから屋根に移動するときは特に注意。 ・はしごの上で雪庇を落とすなどの作業は危険なため、絶対にやめましょう。
3 作業は2人以上で行う ・1人での作業は、事故が発生した際に、発見が遅れる可能性がある。 ・発見が遅れると重大な事故につながる危険性が高くなる。 ・家族や親戚と一緒に複数人で除雪作業を行う。 ・近所の方や地域コミュニティと協力して作業を行う共助による除雪活動も重要。	4 足場の確認を行う ・屋根の雪止めの位置を確認してから作業を行う。 ・落雪に巻き込まれないように、屋根の上から下ろす。 ・滑りにくくするよう、雪は少し残して作業する。 ・晴れていて気温が高い日は、滑りやすくなるため、特に注意。 ・水路等に転落する事故も増えているため注意。
5 雪下ろしのときは周りに雪を残す ・屋根から転落した際に、地面、アスファルト、コンクリート等に強打すると、被害が大きくなる可能性がある。 ・落下した場所に積雪があることで被害を軽減することができるとある。 ・屋根の雪下ろしを行う場合は、雪下ろし後に住宅周りの除雪を行う。	6 屋根から雪が落ちてこないか注意する ・屋根から雪が落ちてくる可能性があるため、住宅の周りで除雪する際に軒下では注意。 ・屋根に雪が積もって時間が経つと、氷のように堅くなり、直撃すると非常に危険。 ・新雪や晴れて暖かい日のゆるくなった雪は特に注意。 ・屋根雪を人力によらず落下させる落雪式住宅の場合は特に注意。
7 除雪道具や安全対策用具の手入れ、点検を行う ・スコップやスノーダンプなどの除雪道具は、雪がつきにくくなるスプレーを使用するなど使いやすくしておく。 ・除雪道具や安全対策用具が古くなり、壊れていないか定期的に点検しましょう。	8 除雪機の雪詰まりはエンジンを切ってから棒などで取り除く ・雪が詰まったときは、必ずエンジンを切ってから雪を取り除く。 ・つまりを取り除くときは、棒などを使用する。 ・素手で取り除くのは、非常に危険なため絶対やめましょう。 ・デッドマンクラッチ（安全装置）をひもで縛るなど、無効化することによる事故が増えています。絶対にやめましょう。
9 携帯電話を身につける ・事故が発生したときは、動くことができなくなることがあります。 ・携帯電話を身につけることで、緊急時でも家族や緊急医療機関などにすぐに連絡をとることができます。	10 無理はしない ・除雪作業は重労働です。体調が悪いときは、除雪作業を行わない。 ・作業前には、準備運動を行う。 ・こまめに休憩をとりながら作業を行う。 ・寒い屋外での重労働による発作など、発症の危険性があるため無理をしない。

～除雪作業中の事故を減らすために～

自分の経験や体力を過信せず、家族や地域で声を掛け合いながら、
万全の安全対策で行いましょう。

